

平成25年度第3回大津町振興総合計画等評価委員会 議事録

1. 日 時：平成25年12月27日（金）午前9時30分～午前11時15分

2. 場 所：大津町役場 4階大会議室

3. 議題等

(1) 開会

(2) 委員長あいさつ

(3) 議事

1) 大津町振興総合計画基本事業の評価について

土木部（都市計画課、道路整備課、環境保全課、下水道課）、工業用水道課

2) その他

4. 出席委員等

関係団体等	氏 名	備 考
学識経験者（熊本県立大学教授） ※委員長	明石 照久	出席
大津町民生委員・児童委員協議会顧問 ※副委員長	吉田 和信	出席
大津町企業連絡協議会会長	池松 康博	出席
大津町区長会会長	緒方 祐二	出席
女性グループ（大津町女性の会会長）	坂本 晶江	出席
公募委員	清水 活代	出席
大津町教育委員	首藤 誠治	出席
公募委員	田中 玲子	出席
J A 菊池大津中央支所	徳永 浩二	出席
障害者関係団体（大津町身障者福祉会）	中村 静次	出席
商工会（商工会理事・青年部長）	西川 秀貢	欠席
肥後おおづ観光協会	山下 和貴	出席

（五十音順）

5. 委員会傍聴人 0名

(1)開会

(2)委員長挨拶

(3)議事 1) 大津町振興総合計画基本事業の評価について

都市計画課 (P4~5、P27~29、P30~32、P33~35について) 都市計画課長より説明。

清水委員 33ページをお願いします。私は町営住宅に入っていますが、新しく建った団地で、すごくきれいで快適なんです。木とかあいうものはあまり植えないほうがいいと思います。高齢者がたくさん住んでいますので、樹木が立っていますと葉が落ちるときはすごいです。高齢者が多いので、落ち葉の掃除がたいへんなんです。団地の裏が緑化してあり、環境にいいからということで作られたと思いますが、草を刈る高齢者は草刈り機を使うことができないんですよ。それでシルバー人材センターに頼んでやりますと、3か月に1回は頼まないと駄目なんです。そうすると、お金がかかります。緑化しているところを知らないものと言っては悪いんですが、団地の人がかきれいですねとか言って通る人は一人もいません。高齢者ですと、寒ければ家の中にいますし、暑くても外には出ません。そういうものはある程度考えて、樹木を植えるのも考えてほしいです。つつじも咲くときはきれいです。それを管理するのは、高齢者ばかりだと大変なんです。そういうことを考えてやっていただきたいと思います。

もう一つは、今電気代がすごく高いんです。電気が団地内にたくさんありますが、電球を変えるのにも、高いところですから、高齢者はたいへんなんです。高齢者ですから、いちいち脚立を持って、電気を変えないと駄目なんです。考えてやってほしいです。電気も夜はついていればきれいです。必要以外はやらなくていいと私は思います。それを私は入居してつくづく感じました。

都市計画課 今の委員のご指摘ですが、鍛冶の上団地と西鶴団地の改修を今やっていますが、同じようなご意見もいただきました。地元の方と相談のうえ、いるべきもの、いないものの精査をしまして、手入れが難しい部分については撤去をしてくださいという、委員の言われたような要望がありましたので、今回の改修で考慮しながらやっているところです。地元の方と相談をしながら、それぞれのところでやっていきたいと考えています。電球については出来るだけ少なくということで作っていきたくと思いますが、節約ということで委員のご指摘は承りました。ありがとうございました。

清水委員 よろしくをお願いします。

委員長 他にご質問よろしいでしょうか。

田中委員 30ページの空港ライナーについてです。空港ライナーは無料で運行されていますが、その費用は町が負担しているのですか。

都市計画課 空港ライナーは基本的には県の事業になります。町は一部負担ということで、総務課の管轄でやっています。県が約70%、町が約15%を出しているということです。

田中委員 空港ライナーが運行することで大津町に何か利点はありますか。利用者が増えていると書いてありますが、運転手やビジターセンターの方から聞いた話では、空港にお勤めの方

がたくさん乗っていかれる、あるいは空港の近くに住んでいる高校生が空港ライナーに乗って大津町に通学して、帰りも空港ライナーに乗って空港まで行き、自転車に乗って帰るという方がいるらしいです。大津町からも空港に買い物に行く方も結構いらっしゃいますが、お金を落とされるのは空港の売店であって大津町にお金を落とされるわけではないし、費用を大津町が出しているということであれば、大津町に何か利点があるのかなと疑問に感じましたのでお尋ねします。

都市計画課 空港ライナーにつきましては、都市計画課でビジターセンターを作るときから、県と協議しながら、県が主体でやっています。県の構想としましては、大空港構想ということで、要するに肥後大津駅まで空港の一部という位置づけをされています。羽田空港とかに行きますとターミナル間は無料で乗れます。肥後大津駅まで空港の一部というのが、県の位置づけですので、無料でやっているところです。大津町の利点としては、ビジターセンターで利用者に対して、大津町のPRをやっているということです。田中委員のご指摘は重々わかっておりますので、町としても観光PRは努めていかなければいけないと考えています。

委員長 他にご質問よろしいでしょうか。

緒方委員 5ページです。3000㎡以上は、都市計画法による開発許可を受ける必要があり、3000㎡未満であれば、市町村で開発許可をもらいます。例えば、大津町は1000㎡以上であれば開発許可が必要です。市町村で何㎡以上というのは決めているのですか。

都市計画課 3000㎡以上が県の許可で、乱開発防止を目的として、町は指導要綱で1000㎡以上3000㎡未満を指導しています。市町村では、菊陽町は市街化調整区域等がありますので、大津町よりもう少し規制が厳しいと思います。あそこは熊本都市圏に入りますので、1000㎡以上が県の許可になっていたかと思います。菊陽町のほうが許可要件は厳しいと思います。

緒方委員 以前の仕事のことで恐縮ですが、消防水利の同意が必要です。乱開発の防止のため、消防水利の同意を設けています。消防署の場合は、1000㎡以上は消防水利の同意が必要です。1000㎡未満の場合はどうお考えですか。

都市計画課 基本は、面積要件は1000㎡以上です。住宅の場合は、3戸以上の団地の場合は町が指導しますので、それは700㎡でも3戸以上建てば対象になります。3戸以上で乱開発かなという線引きをしていますので、3戸以上の団地を建てる場合は、町に届け出が必要で町の指導要綱の対象になります。

委員長 他にご質問よろしいでしょうか。それでは、1点教えていただきたいと思います。これは県の所管になると思いますので、わかれば結構です。去年も水害があって、全国では、兵庫県が総合治水条例を作りましたし、滋賀県が総合治水条例のパブリックコメントを行って議論が出てきています。関西方面では盛んですが、熊本ではそういう動きはありますか。

都市計画課 熊本県ではその動きはないと思います。

山下委員 話がずれるかもしれませんが、都市計画の中で大津町を眺めたときに大津町の顔になるのはどこかなと、交流人口を増やすためにお客さんをお招きするには大津駅南口の開発は重要だと思います。南口の回りに住宅が建っていたり、活用されていない環境があったりしている部分をどのような考えで進めていこうとされているか共通認識的なものがあればあり

がたいのですが。

都市計画課 南口については、JR肥後大津駅を中心とした5か年計画ということで、H19年度からH23年度までの前期計画で大津駅のビジターセンター及び駅前楽善線、交流会館とかたちで要するに中心部に目をあてようということで、都市計画課の事業としてハード的に動いているところです。ご指摘のように南口につきましては、コンパクトシティといった作りの町、北口は宿場町的な町、両面を持ったまちづくりを目指そうということで、都市計画課として事業を進めています。委員ご指摘のような部分、住宅の張り付けとかいう部分については、民間部分が少なめということになりますが、出来ましたら南口については、ビジネス街とか、そういったかたちのロードマップ、北口は昔ながらの町並み保存とかたちの両面を持ったつくりで前期の5か年計画、またH24年度からの5か年計画でやっているところです。ハード的にはこのようなかたちで動いていますが、今後ソフトを絡ませていかなければ、ついていけない部分はあると思っています。北口と南口、両面の作り方で、お答えにならないかもしれませんが、現在、都市計画課でやっているところです。

山下委員 南口は今やっている部分で終わりになるのですか。

都市計画課 基本的に、南口の駅部分については、あれで終了になります。あとは中央公園まで通じる歩道の整備が若干残っているところです。

委員長 他にご質問よろしいでしょうか。

緒方委員 33 ページに少子高齢化社会に向けたユニバーサルデザインとありますが、ユニバーサルデザインとはどういう意味ですか。

都市計画課 町営住宅については入居者が高齢化してきていますので、エレベーターをつけるとかスロープをつけるとかできるだけ人に優しい住宅ということであっているところです。

委員長 ユニバーサルデザインというのは、住宅もさることながら、万人に使えるという意味です。ですから、食器など手が不自由な方や左利きの方でも使えるとか、そういうものを言います。住宅に関して言えば、バリアフリーと同じような意味で段差をなくすとか、手すりをつけるとかそういう意味でご理解いただければと思います。

他はよろしいでしょうか。それでは、都市計画課関係は、以上で終わらせていただきます。引き続きまして、道路整備課の方から説明をお願いいたします。

道路整備課 (P18~20、P21~23、P24~26について) 道路整備課長より説明。

委員長 それでは、道路整備課関係の説明は以上のとおりです。こちらに対して、ご質問、ご意見等ありましたら、よろしくお願いたします。

清水委員 ページ数は関係ありませんが、いつも12月になると道路の工事がすごいんですよ。あれどうにかならないんですか。あれは税金の対象でそういうふうにするんですか。12月になるとどこでも道路を工事してます。私たちなんか買い物に行くのに自転車に乗っていると、後ろから車が来たりして危ないんですよ。工事はもうちょっと前にできないんですか。12月になるとすごく工事が多いじゃないですか。

道路整備課 まず、設計というのがございまして、結構、期間を要します。その後、入札の準備をして入札にかけます。我々もなるだけ早くやりたいんですが、どうしても年度の後半になってきてしまいます。申し訳ございません。他の自治体でも県でも似たような状況で、年

度の後半で事業実施となっている状況です。なるべく早く発注したいと思いますが、委員ご指摘のように出来るだけ早く発注するように心がけていきたいと思います。

池松委員 細かいことなのですが、18ページに成果指標ということで、この見方について、理解できないことがあって何度か申し上げましたが、成果指標①の「道路の新設・改良の整備率」については、単位が%で目標値が70%、H25年度の実績値が58%で目標値の70%に対する達成度が82.9%だと思いますが、成果指標③の「橋梁の長寿命化対策の実施率」は逆にもとの単位が%ではありません。これは成果指標が実施率ではないのではないかと思います。目標値が132基で実績値が132基で100%ですが、ここがよく理解できません。それと、24ページの成果指標①「能動舗装の実施地区数」で、H27年度の目標値が25か所でそれに対する現状値が19か所、実績値がH23年度21か所、H24年度4か所、25年度2か所ということで説明を聞かないと理解できないような現状値や実績値になっていると思います。これをどう見たらいいかご説明をお願いできればと思います。

道路整備課 18ページの成果指標③の「橋梁の長寿命化対策の実施率」は、橋梁の長寿命化対策の計画を作っています。事前に19か所はすでに作っておりますので、残りの132か所の計画を作ることです。132か所作ったので、達成度が100%という記載をしているところです。非常に見にくい状況ではありますが、そういう状況でございます。

池松委員 そこが実施率なのか実施値なのか達成度なのか曖昧で、何を単位としているのかわからないということで先ほど申し上げました。ここが説明を聞かないとなかなか理解できないということです。132か所が実施率ではなくて実施値ならば理解できるのですが、書き方については、改良されたほうが良いと思います。

道路整備課 来年度からになります。改良したいと思います。

池松委員 実施率と達成度は違うし、件数でも違うので、そこは押さえておく必要があると思いました。もう一つ24ページはどう見たらいいのですか。

道路整備課 ここは、毎年25か所やりましょうということで計画書に記載しています。H25年度は2か所ですので、達成度が8%ということで記載しています。

池松委員 毎年25か所という目標値は毎年変わらないのですか。

道路整備課 振興総合計画にうたっているのが、毎年25か所ということです。ただし、先ほど説明しましたとおり、「農地・水保全管理支払交付金事業」により農道舗装が出来るようになったため、だぶって事業はできませんので、土地改良事業の実施地区は減少しています。

池松委員 こも達成度と実施率で捉え方が違うと思います。いま説明を聞いてなるほどと思いましたが、少し改良されたほうがわかりやすいかなと思います。気持ちはわかります。

道路整備課 わかりました。

委員長 ほかよろしいですか。一つだけ言わせていただきますと、ほとんどが成果指標ではなくて活動指標になっています。評価の世界で言えば、アウトプットでしかないので、全部の課の部分もそうですが、俗にいう成果指標でなくて、活動指標と呼ばれるアウトプットの数字でしかありません。池松委員が言われましたように意味もよくわかりません。このあたりは、事務局で研究をお願いします。それでは、道路整備課関係、以上で終わらせていただきます。お疲れ様でした。引き続きまして、環境保全課関係のご説明をよろしく願います。

環境保全課 (P6~8、P9~11、P12~14、P15~17、P36~37、P1~3 (工業用水道課)、について) 環境保全課長より説明。

池松委員 15ページに環境に関する苦情や相談の件数ということで、企業にとっては非常に気になると思いますが、騒音、振動、悪臭ということで、日常の管理の中で非常に注意をしているところですが、この中で苦情に対する適正な処理というのが重要になってくると思います。H25年度が175件ということで少し増えています。相談件数とそれに対する適正な処理がどう行われたのか、あるいは未解決のものがあるのか、企業にとってどういう状況にあるというのがあれば、少し教えていただきたいと思います。

環境保全課 公害等の各種相談の内訳ですが、H24年度の実績ですが、空き地の雑草に対するものが16件、屋外焼却が原則禁止ですが、屋外焼却で洗濯物にススがついて煙たくて困るといったものが27件、騒音・振動が2件、悪臭が10件です。動物関係で鳴き声がうるさいとかとなりの猫が家に入ってきて排泄をすとかいうのが14件、水質についてはあそこから出ている水が汚いとか臭いとかいうのが9件、不法投棄が一番多くて55件です。道路とか個人の山とかにゴミを投げ捨てたり、放置してあったりすることで、その他が40件くらいで内容は様々です。合計で175件になります。こういったものについては、電話だけでなく、現地に行って対応するというのを心がけています。なるべく迅速に一日で対応できるものは一日、一週間で対応できるものは一週間、時間を要するものについては、連絡を取りながら意思疎通を図っていますが、個人間の問題等もあり、当人同士の仲が悪くて、こちらから言ってほしいという場合も多々ありまして、なかなか解決に至らないという場合もありますが、そういったかたちで処理をやっていきます。その中で騒音・振動等に関しては、特に工場につきましては、環境基準、公害協定の基準あたりに照らし合わせると当然数値内でございます。騒音・振動につきましては、個人で受け取り方が全然違います。とても神経質な方の場合は、実際に現場へ出向いても、聞こえていいますかという場合もあります。低周波というものもあるかもしれませんが、そういった受け取り方も違います。ただ、企業さんは基準内だからと押しはねることはしないで、できることはやりましょうということで、ご協力はいただけていますので、そういったかたちで対処をしている状況です。

池松委員 非常に適正な処理で感謝申し上げたいと思います。適正な処理をしたことが、実際にやった成果、評価だと思いますので、出来れば、この調書の中で適正に処理をしたのが、何件あって、それが90%とかであれば、良かった、頑張ったというのがという評価につながります。そういったことを書いていただくと、私たちもより評価しやすくなると思いますので、ぜひそういうことをお願いしたいと思います。

委員長 他にご質問よろしいでしょうか。

緒方委員 冒頭でも委員長から言われましたが、住民から見れば、資源循環型社会の形成というのは、非常に興味があることだと思います。少し話は逸れますが、私は先月、北九州の響灘のエコタウンに研修に行ってきました。十数年前から全国に先駆けて、資源循環型社会ということでコンビナートや学校もあり、面積的に大きいところです。特にゼロエミッションということで、資源を無駄にせず、廃棄物を次の産業の原料として利用して、資源を大事にして次の世代に残そうという考え方で、国の補助をもらってつくられたということで

見てきました。菊池郡市の区長と役員で研修してきました。そこに行っているいろいろ勉強しましたが、先ほどの説明を聞きますと生ぬるいというか、先ほど熊本県の一人あたりのゴミ排出量は、全国で一番少ないと言われましたが、北九州と比べると、比較はできませんが、熊本県は後進県です。先ほど申しましたゼロミッションという残った灰まで使います。何も捨てることはありません。テレビでも車でもパチンコ台でも何もかも再利用されます。お金はかかりますが、そういう社会の中であって、先ほど資源ごみを回収している団体が大津町は60団体と言われましたが、私の区もその中に入っています。あまりにも生ぬるいというか、腹が立ってしかたありません。もう少し役場から指導していただけませんか。余談ですが、室小の教頭先生とお話する機会がありました。私がまだ修学旅行は長崎ですかと聞いたら、長崎の原爆資料館に行っていますと言われました。教頭先生にそれは遅れています、戦後は70年を迎えようとしているので、そういうところより、北九州のエコタウンに行かれませんかと話しました。そこに行けば、子供がゴミを捨てたりするときの意識も変わります。簡単に行けますので、教育委員会に働きかけてから計画してはどうですかというお話しをしました。教頭先生からは、いい話を聞きました、室小でも考えますと回答されました。難しいかもしれませんが、集団回収の活性化に取り組んでおられるので、私の意見が参考になるかどうかわかりませんが、お願いしておきます。以上です。

委員長 ほか、ご質問はございませんか。

首藤委員 13ページの中段の部長評価の中で、再生資源集団回収の取り組みで活動団体を増やさなければいけないとあります。集団回収については、先ほどの説明でもありましたが、活動自体が減少したのか、活動団体の数が減少したのかお尋ねします。減少した要因は何か、そのあたりの分析をされたのか、お尋ねをしたいと思います。もう一つはそれぞれの団体の中で、大変だから、みんなでやろうという意識が薄れてきたのかなという気がします。そのあたりも併せてお尋ねします。

環境保全課 最初の活動団体の量と数については、活動団体の数が減っています。再生資源集団回収団体のピーク時は、平成21年度で67団体です。これと比較しまして、平成23年度は61団体まで落ちています。平成24年度は少し掘り起しをして、64団体まで回復していますので、これをもう少し増やしたいと考えています。減った団体の中でいちばん多いのが老人会あたりでして、高齢化が進んで、ちょっとできないということでやめますということでやめられた部分が多いです。毎年3月に再生資源集団回収の説明会を行っていますが、今まで、既存の団体に案内していましたが、団体を増やすためにはどうすればいいかということで、3月の説明会に今組織がないところあたりにも通知をさしあげて、有益な活動にもなりますし、資金的にも各老人会や子供会の資金源にもなりますので、PRしながら、新たな団体が出てくるように掘り起しをしたいと思います。実際のごみ処分費も再生資源集団回収団体で行われたほうが、環境保全組合の処理に出すよりもかなり安く済みますので、事業としては補助金を出しても、非常に有益です。ぜひ団体を増やしていきたいと考えています。

首藤委員 例えば、今の子供会の保護者は、自分たちのためにはなるけども、大変だという心配があるので、役場から啓発を繰り返していけば、親も地域の人も意識が変わってくると思います。啓発も含めて、有効な補助がありますので、今、課長がおっしゃられたように取り

組んでもらえばと思います。

もう一つ気になったのは、16ページの屋外焼却です。住宅地の庭で燃やされているケースが最近多いような気がします。パチパチと火の粉が飛びますので、住宅地では非常に怖いという気がします。地域の皆さんに啓発が必要だろうと思います。もちろん他人に迷惑をかけますが、屋外焼却は駄目だという啓発をやってほしいと思います。高齢者の方は、昔は燃やしていたので、そのあたりの意識があるのでないかと思います。ゴミの収集を含めて啓発をお願いしたいと思います。

環境保全課 野焼きの禁止については、毎年、広報紙に載せながらやっているところです。苦情の件数も多いですが、屋外焼却の例外というのがあります。農家の方あたりが畑で刈った草を燃やすというのは、例外になります。大量に燃やすのは問題ですが、周りに迷惑をかけないように、量が多ければ、小分けにして燃やすということであればOKになります。これについても、何もかも屋外焼却は駄目ということで誤解されている方が中にはいらっしゃいます。そこらあたりを含めて、どんどやあたりも当然大丈夫ですし、自分の庭で落ち葉を集めて燃やす焚き火あたりも大丈夫です。それに家のごみ、紙類あたりを入れて燃やすのは、当然駄目ですが、そういった軽微な焼却については、例外ということで認められていますので、そのあたりが非常に難しいところです。苦情があった場合、現場に行つて、何を燃やされているか確認して、苦慮しながら対応しているところです。

首藤委員 気になるのは、住宅地の中で、すごい煙を出して、燃やされているのはどうかと心配しましたので、よろしくをお願いします。

委員長 ほか、よろしいでしょうか。

緒方委員 6ページに住宅用太陽光発電システムの補助制度がありますが、これは住宅用とあります。例えば、店舗付きの住宅で、店舗が大きくて、住宅が少しというところもありますが、そういうところにも、住宅用太陽光発電システムの補助はできるのですか。

環境保全課 店舗併用住宅についてもOKです。

緒方委員 例えば、面積の内訳が、工場が100㎡で住宅が10㎡でも大丈夫なのですね。

環境保全課 極端に工場部分が大きいという例はありませんが。

緒方委員 逆にそういった工場に対して補助はあるのですか。

環境保全課 町としての補助はありませんが、今、メガソーラーと言って遊休地に設置したり、建物に太陽光発電を設置したりしますが、国の固定価格買取制度というのがあります。この制度で十分元がとれて儲けるということで事業としてされています。そちらについては、補助金まで出さなくても、どんどん普及していくのではないかと考えています。

委員長 ほかよろしいですか。それでは、環境保全課及び工業用水道課関係についてはこの程度にとどめさせていただきます。お疲れ様でした。最後に、下水道課関係のご説明をよろしくをお願いいたします。

下水道課 (P38~40について) 下水道課長より説明。

田中委員 38ページの水洗化率というのは、水洗トイレのことですか。

下水道課 そのとおりでございます。

田中委員 今でも汲み取り式のところが結構あると思いますが、ああいうのは、強制ではないですが義務というのではないのですか。

下水道課 下水道を整備いたしますと汲み取り式、その他の処理補法をされている方については、

3年以内に義務化する必要があります。合併浄化槽とか単独浄化槽につきましては、その適用外ですが、概ね10年以内に接続してほしいという規定はございます。汲み取りの方、自家処理の方いらっしゃいますので、区長さんあたりと協力しながら、3年以内の接続ということで努力しているところでございます。

委員長 ほか、よろしいでしょうか。

中村委員 38ページの下水道に接続して不満と思う人の割合の不満というのは、どういうものがありますか。

下水道課 前回のものでいきますと一番多いのは、使用料が高い、それと負担金が高いというのが主な原因です。周辺市町村と比べても使用料は高くありませんが、水道料金に併せて、下水道料金がきますと、約1.8倍になります。下水道につなげて高くなったというイメージに捉えられるのかなと考えています。

委員長 ほか、よろしいでしょうか。それでは、ご質問、ご意見がないようですので、下水道課関係は以上で終わらせていただきます。どうもお疲れ様でした。